

紀美野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算:旧野上町・旧美里町・旧野上美里消防本部の合計)

区分	住民基本台帳人口 (平成18年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 年度の人件費率
17年度	人 12,023	千円 7,689,359	千円 295,491	千円 1,172,399	% 15.2	% -

平成17年度決算統計(地方財政状況調査)の数値を入力しています

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算の合計)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
17年度	216	199,146	77,666	-	276,812	1,282

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

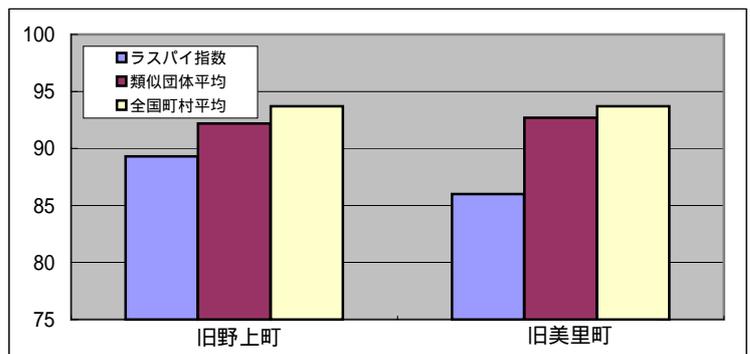
(3) 特記事項

平成18年1月1日新設合併により紀美野町が誕生しました。

(4) ラスパイレス指数の状況(平成17年4月1日現在)

	平成17年度	類似団体	全 町 村 平 均
旧野上町	89.3	92.2	93.7
旧美里町	85.7	92.7	

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。



2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

一般行政職(一)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
紀美野町 H18.1.1	歳 43.4	円 313,964	円 366,369
国 H17.4.1	歳 40.3	円 329,728	円 382,092

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
紀美野町 H18.1.1	歳 45.1	円 184,127	円 199,154
国 H17.4.1	歳 48.1	円 285,008	円 316,350

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年1月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち上段はこれらすべての諸手当見込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。なお、医療職については、公表することで支給対象者及びその者の支給額を特定することが可能であるので掲載していません。

(2) 職員の初任給の状況

区 分		紀美野町(平成18年1月1日)		国(平成17年4月1日)	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職(-)	大 学 卒	170,200 円	183,800 円	170,700 円	184,400 円
	高 校 卒	138,400 円	148,000 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高 校 卒	120,200 円	131,500 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成18年1月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	245,880 円	292,700 円	320,733 円
	高 校 卒	215,029 円	258,266 円	289,967 円
技能労務職	高 校 卒	190,100 円	226,600 円	- 円

給与の支給額については、給与制度の改正に伴う調整額を含んだ額となっています。
該当する経験年数者がいない場合は、近似経験年数の職員の給料支給額を参考に算定しています。

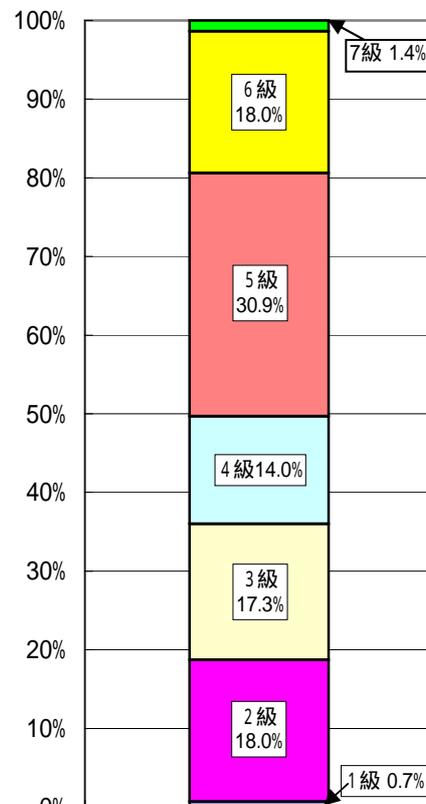
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年1月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	課長及びこれに相当する職員の職務	2	1.4
	消防長の職務		
6 級	課長、室長及びこれに相当する職員の職務	25	18.0
	次長及び署長の職務		
5 級	課長補佐及びこれに相当する職員の職務	43	30.9
	課長、副署長及びこれに相当する職員の職務		
4 級	課長補佐、係長及びこれに相当する職員の職務	19	13.7
3 級	主査及びこれに相当する職員の職務	24	17.3
2 級	主事の職務	25	18.0
	副主査の職務		
1 級	主事補の職務	1	0.7
	課員の職務		

(注) 1 紀美野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
平成17年度	職 員 数 A	139 人
	普通昇給機関(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	- 人
	比 率 B / A	- %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紀美野町(合併構成市町村等計)				国			
1人当たり平均支給額(17年度)				-			
1,498 千円							
(年度支給割合)				(年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
3.0	月分	1.45	月分	3.0	月分	1.42	月分
(-)	月分	(-)	月分	(-)	月分	(-)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役 職 加 算		5～10 %		役 職 加 算		5～10 %	
管 理 職 加 算		-		管 理 職 加 算		10～25 %	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成18年1月1日現在)

紀美野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年等	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 2%～20%)			(退職時特別昇給 2%～20%)		
1人当たり平均支給額 15,802 千円			23,928 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当(平成18年1月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		19,154 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		88,676 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全職員	2.5 %	256 人	- %

(4) 特殊勤務手当(旧野上町・旧美里町・旧野上美里消防本部)

支給実績(平成17年度決算)		9,859 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		149,379 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		28.1 %	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	町税の徴収に関する事務に従事した者	町税の徴収事務に従事した場合に支給	1日500円
感染症の防疫作業に従事手当	感染症の防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の疑いのある物体の処理作業に従事した場合に支給	1日1,000円
犬猫等死体処理業務に従事手当	犬猫等死体処理業務に従事する職員	犬猫等死体の処理業務に従事した場合に支給	1日1,000円
地籍調査業務手当	地籍調査業務に従事する職員	地籍調査業務に従事する職員で、著しく危険な現場で長期間作業に従事したものに對し支給	1日300円
消防本部及び消防署勤務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消防本部及び消防署に勤務する職員に對し支給	月額5,500円
交代制勤務手当	交代制勤務に従事する職員	消防署に勤務し、交代制勤務に従事する職員に對して支給	1当務500円
救急業務手当	救急業務に従事する職員	消防署に勤務し、救急業務の為に出勤した場合に支給	1回につき300円
救急業務手当	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員に對して支給	月額8,000円
医学研究手当	診療所の医師	診療所に勤務する医師に對し支給	月額50,000円
診療等手当	診療所の医師	診療業務に従事する医師に對し支給	月額25,000円
往診手当	診療所の医師	往診業務に従事する医師に對し支給	月額60,000円
医師常駐手当	診療所の医師	365日24時間住民の緊急時に對し、迅速に對応できるように地域に常駐している医師に對し支給	月額130,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	38,024 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	216,045 千円

(6) その他の手当 (平成18年1月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	1 配偶者13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1)2人まで6,000円(そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合1人目6,500円 (2)それ以外の場合は5,000円 3 満16歳から22歳の子供 5,000円加算	同じ	-	31,337 千円	230,419 円
住居手当	借家の場合は12,000円を超える場合は上限27,000円 持家の場合は新築・購入から5年限り月額2,500円	同じ	-	8,422 千円	200,524 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給する 【範囲は6%～10%】	同じ	-	19,062 千円	276,261 円
初任給調整手当	医学に関する専門知識を必要としかつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給する 【月額276,800円】	同じ	-	3,322 千円	3,321,600 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関を利用し、あるいは、交通用具を使用して通勤している職員	異なる	2-4 km 3,000円 4-6 km 4,000円 6-8 km 5,000円 8-10km 5,900円 10-12km 7,000円 12-14km 7,900円 14-16km 9,000円 16-18km 9,900円 18-20km11,000円 20-22km12,000円 22-24km13,100円 24-26km14,000円 26km超15,200円	13,372 千円	81,424 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員が勤務した場合に支給する4,200円	同じ	-	559 千円	9,807 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急時等により週休日等に勤務した場合に支給	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給 【時間当り100分の25】	同じ	-	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給【規則100分の135】	同じ	-	0 千円	0 円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項の規定による職員がその住居を離れて紀美野町の区域に滞在することを要する場合に支給する		滞在施設別 * 公用施設 1日当3,970円	0 千円	0 円
武力攻撃等災害派遣手当	武力攻撃事態等における国民保護の為に措置に関する法律第154条の規定による職員がその住居を離れて紀美野町の区域に滞在することを要する場合に支給する。		* その他の施設 30日以内 1日当6,620円 30-60日 1日当5,870円 60以上 1日当5,140円	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成18年1月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	670,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 円 / 円
	助 役	580,000	円	円 / 円
	収 入 役	-	円	円 / 円
報酬	議 長	295,000	円	円 / 円
	副 議 長	240,000	円	円 / 円
	議 員	220,000	円	円 / 円
期末手当	市区町村長 助 役 収 入 役	(18年度支給割合) 3.0 月分 × 給与月額 × 35%		
	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合) 3.0 月分 × 給与月額 × 10%		
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(支給時期)
	助 役	670,000円 × 在職月数 × 0.433		任期毎
	収 入 役	580,000円 × 在職月数 × 0.258		任期毎
		540,000円 × 在職月数 × 0.241		任期毎

6 職員数の状況

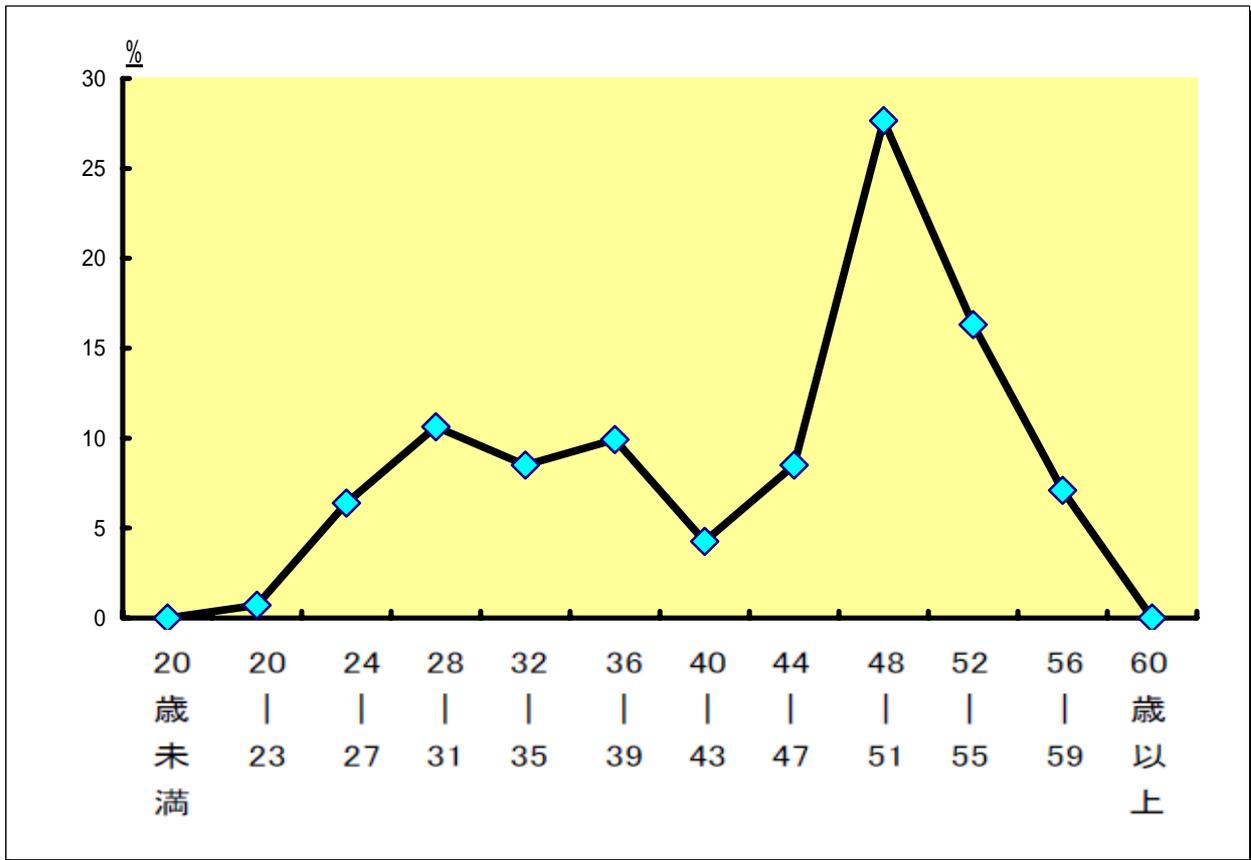
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年4月1日	平成18年1月1日		
一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	合併により組織機構の再編を行った
	総 務	50	40	10	
	税 務	14	12	2	
	農 林 水 産 商 工	27	23	4	
	土 木	11	12	1	
	民 生	44	43	1	
	衛 生	13	11	2	
	小 計	163	145	18	
特 別 行 政 部	教 育 関 係	30	30	0	合併により組織機構の再編を行った
	消 防 関 係	33	33	0	
	小 計	63	63	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	上 水 道	5	5	0	合併により組織機構の再編を行った
	簡 易 水 道	7	7	0	
	そ の 他	14	21	7	
	小 計	26	33	7	
合 計		252 [266]	241 [250]	11 [16]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成18年年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	9人	15人	12人	14人	6人	12人	39人	23人	10人	0人	141人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標(数・率)

平成18年1月1日合併のため今後策定予定

7 公営企業職員の状況

(1) 紀美野町上水道事業事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
17年度	千円 115,962	千円 8,137	千円 37,172	% 32.1

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	5	千円 4,823	千円 1,904	千円 0	千円 6,727	千円 1,345

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成18年1月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀 美 野 町	42.4 歳	321,480 円	373,191 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

紀美野町(合併構成市町村等計)				国			
1人当たり平均支給額(17年度) 1,498 千円				-			
(年度支給割合)		(年度支給割合)		(年度支給割合)		(年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.42 月分	3.0 月分	1.42 月分	3.0 月分	1.42 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役 職 加 算	5~10 %	役 職 加 算	5~10 %	役 職 加 算	5~10 %	役 職 加 算	5~10 %
管 理 職 加 算	- %	管 理 職 加 算	- %	管 理 職 加 算	10~25 %	管 理 職 加 算	10~25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成18年1月1日現在)

紀美野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年等	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給	2%~20%)		(退職時特別昇給	2%~20%)	
1人当たり平均支給額 千円 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 調整手当(平成18年1月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		563千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		113千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全職員	2.5 %	5 人	- %

エ 特殊勤務手当(平成18年1月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		72 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		11,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		85.7 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
塩素充填特殊勤務手当	塩素充填作業に従事する職員	塩素充填業務	1回につき1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	86 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	17 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成18年1月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶 養 手 当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで6,000円 (扶養親族でない配偶者を有する場合は1人目6,500円、配偶者がいない場合の1人目11,000円)	同じ	-	987 千円	246,750 円
住 居 手 当	借家の場合は12,000円を超える場合は上限27,000円 持家の場合は新築・購入から5年限り月額2,500円	同じ	-	30 千円	30,000 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給する 【範囲は6%～10%】	同じ	-	958 千円	319,293 円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上で交通機関を利用し、あるいは、交通用具を使用して通勤している職員	異なる	2-4 km 3,000円 4-6 km 4,000円 6-8 km 5,000円 8-10km 5,900円 10-12km 7,000円 12-14km 7,900円 14-16km 9,000円 16-18km 9,900円 18-20km11,000円 20-22km12,000円 22-24km13,100円 24-26km14,000円 26km超15,200円	530 千円	105,900 円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成18年1月1日合併のため今後策定予定